

第5次基山町行政改革大綱の進捗状況

第5次基山町行政改革大綱は、平成28年度を目標年度とし、「人口増対策」、「持続可能な財政運営の実現」、「行政サービスと透明性の向上」、「町民が主体のまちづくり」、「効率的・効果的行政組織の確立」、「民間機能の活用」の6項目を行政改革推進項目の柱として、また、行政改革を迅速かつ着実に推進していくための具体的な推進方策（25項目）を含め、平成24年6月に基山町行政改革推進本部において決定されました。行政改革大綱は、基山町行政改革懇談会の中で審議され、ご提案いただいた内容に基づきまとめられています。実施期間4年目となる平成27年度の第5次基山町行政改革大綱の進捗状況は、次のとおりです。今回は6項目の行政改革推進項目中、「人口増対策」、「持続可能な財政運営の実現」の2項目についてご報告します。残り4項目については、次号にてご報告します。今後も「行政改革推進本部」を中心に組織的な進行管理を行い、第5次基山町行政改革大綱を推進していきます。つきましては、町民の皆さまのご理解をお願いいたします。

詳細は、基山町ホームページをご覧ください。総務企画課行政係（☎92-7915）までお問い合わせください。

平成27年度 基山町行政改革実施計画 進捗状況一覧

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
1. 人口増対策	(1) 都市計画の変更	ア. 市街化区域内の開発促進	・都市計画基礎調査を踏まえ、開発促進手法等を検討し、市街化区域内残存農地等の開発促進を図る。	・市街化区域内残存農地所有者に対する宅地化等への意向調査を実施した。
		イ. 快適な都市環境の形成	・道路網整備のため幹線道路の行き止まりの解消を図る。	・白坂久保田2号線の道路用地協議を行った。 ・三国丸林線の測量を行った。
			・高齢者や障がい者等の安全性及び利便性に配慮した、道路・公園整備を行う。	・公園園路の段差解消、手すりの設置を行い移動の円滑化を図った。 ・舗装補修を行い高齢者や障害者等の安全性及び利便性の向上を図った。
		ウ. 「鳥栖基山都市計画」の線引き等の見直し	・都市計画基礎調査を行い、マスタープランの見直しを行う。 ・今後の長期的なまちづくり方針を策定する。 ・市街化調整区域を含めた町全体の土地利用方針を策定する。 ・市街化区域拡大を含めた調査・研究を行う。	・具体的課題について、佐賀県と協議を行った。なお、佐賀県が実施する具体的課題についてのカルテ化は平成28年度に実施することとなった。 ・中心市街地の活性化や都市再生整備等による対策を検討していくため、基山町まちづくり検討協議会を設置した。
	(2) 住宅化の促進	ア. けやき台マンション計画	・マンション建築予定地の宅地計画見直しなどを視野に入れて、住宅化を促進するため、所有者などに継続的な働きかけを行う。	・事業者がマンション所有者と分譲での対応で協議調整を行っている。
	(3) 定住化対策	ア. 空き家状況の把握	・空き家状況調査等を行い、町内の空き家等情報を収集する。	・空き家対策検討協議会を設置し、空き家対策計画等の施策について検討を行った。
			・空き家状況調査等の結果を踏まえて、空き家等への定住促進を図る。	・空き家対策検討協議会を設置し、空き家対策計画等の施策について検討を行った。また、空き家等実態調査を実施し、その活用のための空き家バンクナビを構築した。
	イ. 定住促進	・町有財産の活用を図る。	・中心市街地空きスペース有効活用調査を実施し、活用可能な町有財産の洗い出しと活用方法などの検証を行った。	
		ア. 企業誘致の促進	・誘致可能な用地等の情報収集と情報提供を行う。	・町内不動産業者への情報収集を行った。 ・企業用地等情報提供制度の周知を行った。 ・佐賀県企業立地ガイドへの情報提供を行った。
	・誘致可能な企業用地の確保及び環境整備を行う。		・長野地区の開発について、まちづくり課と連携して、地権者及び県と協議を行った。	
	(5) 子育て支援策の推進	ア. 乳幼児期からの一貫した子育て支援	・中学生までの一貫したアドバイスを受けられるような専門的家庭児童支援員の設置を行う。	・保育園・幼稚園等の気になる児童について、保健師による巡回見守り・指導を行った。
			・幼稚園、保育所、学校の連携と情報の共有を促進するための各機関による定期的な連携会議を開催する。	・就学前の児童は、幼保小連携会議で情報共有を行い、さらに事前対応が必要な児童には、関係機関が協力して支援にあたった。
			・子育てを通じて仲間を増やし、子育ての様々な問題や課題も自分たちで解決できる絆づくりを推進するための情報交換等のできる場所を提供する。	・子育てを通じて仲間が集まり、グループとしての活動をする動きが出てきた。
			・町民協働での子育て支援を目指した子育て支援グループや団体等の育成を行う。	・自分の子どもが小さいうちは、自分の手で育てようというグループが出てきた。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容(計画)	取組実績
1. 人口増対策	(5) 子育て支援策の推進	イ. 医療費等助成制度の充実	・継続して事業を実施するため、普及・啓発を図るとともに、軽度の病気で安易な受診を防ぐための適正受診についての啓発活動を実施する。	・子育て支援ガイドブックで、適正受診についての啓発に努めた。
			・子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	・平成25年4月1日から実施、平成27年度実績22件となった。 ・広報紙、ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に勧奨を行った。
			・接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	・平成25年4月1日から実施。平成27年度実績1,646件となった。 ・広報紙、ホームページへの掲載。町内医療機関へのポスター掲示を行った。
		ウ. 保育体制再編整備 (ア) 保育所	・乳幼児の保育及び教育について、保育所、幼稚園一体となって検討する審議会の設置を行い、各施設の園児の定員及び園舎等施設整備計画の基礎となる指針を策定する。	・たんぼぼ保育園園舎工事が完了した。 ・基山保育園園舎については、庁舎内の会議を開催した。
			ウ. 保育体制再編整備 (イ) 放課後児童クラブ	・小学校修了までの利用拡大について、ニーズ調査・検討を行い、運営方針を決定する。
		・長期休業中等の開所時刻を午前8時に変更する。		・平成25年4月から、長期休業中や土曜日の開所時間を午前8時としたことにより、働く保護者が安心して預けられる施設となった。
		・地域(各区)にて放課後見守り事業を行う。		・放課後において各区で子どもたちを見守ることができる場所があるのか、また、見守りを行う人がいるかの検討を行った。
		エ. 地域との連携・子どもの居場所づくり	・学校の余裕教室について、地域の交流の場などの利活用を図る。	・余裕教室の現場確認を行ったが、特別教室棟2、普通教室棟3、管理・普通教室棟5と点在しているため、地域の交流の場として活用するには、児童生徒と施設利用者との動線の交錯や、騒音問題等学校の教育活動に支障を及ぼす可能性があることが分かった。
			・子どもクラブ参加による地域とのつながりのメリットを再度見直し、楽しんで活動できる地区対抗戦などを実施し、子どもクラブ加入率の向上を目指す。	・町子どもクラブ連絡協議会では、各区子どもクラブ会長との協議の上、主催事業を実施した。
			・登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。	・補導員、交通指導員、区長会、ボランティア、PTA等の見守りや情報提供が組織的に行われ、学校、家庭、地域が一体となった子どもの安全確保に努めた。
・公民館等を開放し、地域や老人クラブなどと協働で習い事や見守り等、地域の子どもと大人が集う居場所づくり事業を創設する。	・地域の民生児童委員や青少年育成町会議の方々の協力により見守りを行った。			
オ. 子育て支援施策のPR	・他自治体より優位な施策を町外の人が集まる(通る)場所で案内・掲示する。	・窓口及び電話での対応には、丁寧で分かりやすい説明を心掛け、歓迎の意を表すよう努めている。 ・子育て支援ガイドブックを作成し、子育てに関する制度をまとめて紹介を行った。		
2. 持続可能な財政運営の実現	(1) 中長期財政計画の随時見直し	ア. 中長期財政計画の更新	・国の地方財政に対する考え方や県の動向等を踏まえ、中長期的な財政計画の更新を行う。 ・計画期間としてはおおむね5年から10年を見込むものとし、持続可能な財政基盤の確立に主眼を置き、更新を行う。	・平成22年9月策定の中長期財政計画と実績との乖離についての検証を行った。 ・平成22年9月策定の中長期財政計画と実績との乖離についての検証を行った。
	(2) 実質公債費比率の削減	ア. 計画的な起債借入	・臨時財政対策債については、引き続き国が定める発行可能額について起債を行う。 ・その他の起債については、各年度の事業量等を精査し、優先順位を定めることにより、将来の公債費抑制を図る。 ・起債にあたっては、普通交付税の基準財政需要額への交付税措置について考慮し、借入を行う。	・起債は、交付税措置のあるものとした。

推進項目	具体的な推進方策	取組項目	取組内容（計画）	取組実績
2. 持続可能な財政運営の実現	(3) 補助金の検証	ア. スクラップアンドビルドの徹底	・スクラップアンドビルドを徹底する。	・スクラップアンドビルドの視点で予算査定を行った。
		イ. 補助金等の再検証	・再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続か否かを判断する。	・補助金見直しの手順、作業の検討を行った。
			・国及び県の補助事業であっても、本町として取り組むべき事業か否かという視点に立ち再検証する。	・補助金見直しの手順、作業の検討を行った。
	(4) 自主財源の確保（公共施設、町有地の有効活用）	ア. 広告料収入の確保	・庁用自動車への広告掲載のPRを行う。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保について、検討を進めた。
			・新たな広告場所や媒体の研究を行う。	・庁用自動車を含めた、広告収入の確保について、検討を進めた。
		イ. ふるさと応援寄附金の活用及び推進	・特定の事業への活用を図る。	・寄附金の有効な活用を検討しつつ、制度の推進を図った。
			・成果を協力者へ報告するとともに、ホームページ等に公表することで、一層の推進を行う。	・寄附金の有効な活用を検討しつつ、制度の推進を図った。
		ウ. 町有地等の活用	・神の浦ため池跡地の有効活用を図る。	・進行中の事業について、調査検討を実施した。
	・旧役場、旧公民館跡地等については将来的に使用する可能性があるものの、当面、使用する予定がない土地等について有効活用を図る。		・進行中の事業について、調査検討を実施した。	
	エ. 町有施設の使用料見直し	・受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。	・料金改定1年目、平成29年度の見直しに向けて、整理・検討を行った。	
		・体育施設、町民会館、憩の家の使用料についても見直すことにより委託料の適正化を図る。	・料金改定1年目、平成29年度の見直しに向けて、整理・検討を行った。	
	(5) 行政サービスの見直し	ア. 町民ニーズの的確な把握及び行政が果たすべき役割の明確化	・町民ニーズを的確に把握するため、本町の行政全般にわたる満足度調査を実施する。また、調査結果の検証を行い、今後の本町行政が果たすべき役割を明確化する。	・調査結果を基礎データとして、第5次基山町総合計画を策定した。
		イ. 業務連携マニュアルの作成	・共通な課題に対応するための業務連携マニュアルを作成する。	・業務連携マニュアルの作成対象について、各課に調査を行った。
	(6) 下水道特別会計の複式簿記の導入	ア. 企業会計方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法の法適用を行う。 ・企業会計方式を導入し、複式簿記による経理を行う。 ①貸借対照表等の財務諸表を分析し、経営状況の適正化を図る。 ②固定資産台帳・施設台帳等の整備を行う。 ③他の法適用団体との比較検証を行う。 ④収益バランスのとれた下水道使用料への適正化を図る。 	・取組事業を計画どおりに実施した。
	(7) 徴収率の向上	ア. 佐賀県滞納整理推進機構との連携	・佐賀県滞納整理推進機構と協力し、徴収率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収事務研修会に参加し、滞納整理の実践方法を学ぶとともに情報交換等を行った。 ・平成27年度は機構へ1名職員を派遣し、滞納整理を強化し、前年度より徴収率が0.6%向上した。
	(8) その他の取組	ア. オープンソースソフトウェア(OSS)の導入	・パソコン導入時の費用削減と文書の管理効率化を目的として、無償で利用できるオープンソースソフトウェアについて全庁的な導入を図る。	・各業務システムとの連携が可能か調査を実施した結果、各業務システムはWindowsOS・Officeを使用しているため、システム改修が必要になる。また、高額な費用が予測されるため、現状では取り組まない。
イ. 町長選・町議選の投票時間の短縮		・現在実施されている当日投票時間の短縮を図る。	・現状の評価・検証を行ったが、該当年度実施の選挙に係る投票時間の短縮については見送った。	
ウ. 旅費の算定方法の検討		・旅費単価について、見直しを行う。	・近隣の自治体の調査を実施した。	
エ. 循環バスの有料化		・基山町循環バス検討委員会報告書（平成23年12月）を踏まえ、有料化と利便性の向上を図る。	・コミュニティバスの利用推進のため地域説明会、夏祭り用臨時便の運航、各イベントでのPRを行った。	